

消費者安全法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいうものとする。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいうものとする。

3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいうものとする。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいうものとする。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいうものとする。

(一) 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令

で定める程度の被害が発生したものと（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

(二) 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいうものとする。

- (一) 5の(一)に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
- (二) 5の(二)に掲げる事態のうち、(一)に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

(第二条関係)

三 基本理念等

この法律の基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに事業者等の努力について定めるものとするこ

と。

(第三条から第五条まで関係)

第二 基本方針

一 基本方針の策定

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針を定めなければならないものとする。

(第六条関係)

二 都道府県知事による提案

都道府県知事は、基本方針の変更についての提案をすることができるものとする。

(第七条関係)

第三 消費生活相談等の事務の実施

一 都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施

1 都道府県は、2の市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと、苦情に係る相談及び苦情の処理のためのあつせんのうちその対応又は実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものその他の事務を行うものとする。

2 市町村は、苦情に係る相談に応じること、苦情の処理のためのあつせんを行うことその他の事務を行うものとする。

(第八条関係)

二 国及び国民生活センターの援助

国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

(第九条関係)

第四 消費生活センターの設置等

一 消費生活センターの設置

1 都道府県は、第三の一の1の事務を行うため、一定の要件に該当する施設又は機関を設置しなければならないものとする。

2 市町村は、必要に応じ、第三の一の2の事務を行うため、一定の要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならないものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、1又は2の施設又は機関(以下「消費生活センター」という。)を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

いものとする事。

(第十条関係)

二 消費生活センターの事務に従事する人材の確保等

都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする事。

(第十一条関係)

第五 消費者事故等に関する情報の集約等

一 消費者事故等の発生に関する情報の通知

1 行政機関等の長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、通知しなければならぬものとする事。

2 行政機関等の長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、通知するものとする事。

(第十二条関係)

二 消費者事故等に関する情報の集約及び分析等

内閣総理大臣は、情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめ、その結果の概要を公表するものとする事。

(第十三条関係)

三 関係行政機関の協力等

内閣総理大臣は、関係行政機関の長等に対し、資料の提供その他の協力を求めることができるものとする事。

(第十四条関係)

第六 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

一 消費者への注意喚起

内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする事。

(第十五条関係)

二 他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求

内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができるものとする事。

(第十六条関係)

三 事業者に対する勧告及び命令

1 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができるものとする。

2 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて1の勧告に係る措置をとらなかった場合は、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

（第十七条関係）

四 譲渡等の禁止又は制限

内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、急迫した危険がある場合（重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において特に必要があると認めるときは、六月以内の期間を定めて、商品等を譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができるものとする。

(第十八条関係)

五 回収等の命令

内閣総理大臣は、事業者が四の禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、商品又は製品の回収その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十九条関係)

六 消費者政策委員会の意見

消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な意見を述べることができるものとする。

(第二十条関係)

七 都道府県知事による要請

都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができるものとする。

(第二十一条関係)

第七 罰則

所要の罰則を設けるものとする。

(第二十七条から第三十条まで関係)

第八 施行期日等

- 一 この法律は、消費者庁設置法の施行の日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一項関係)